

# 羽 村 市 協 働 事 業 推 進 指 針

～ 市民と行政が協働したまちづくりを目指して～

平成 18 年 4 月

## も く じ

**指針策定の背景と趣旨**・・・・・・・・・・・・・・・・P1

**協働事業推進に関する基本的な考え方**・・・・・・・・P2

- 1 市民活動団体とは
- 2 市民活動団体との協働とは
- 3 協働により期待される効果

**協働事業推進のための6つの基本指針**・・・・・・・・P3

基本指針 1	新規事業の検討や既存事業の見直しにおける協働手法の導入	・・・P3
基本指針 2	効果的な協働形態の選択と役割分担の明確化	・・・・・・・・P3
基本指針 3	事業に最も適した協働の相手方の選定	・・・・・・・・P4
基本指針 4	協働事業の評価と見直し	・・・・・・・・P4
基本指針 5	協働事業推進のための体制整備	・・・・・・・・P4
基本指針 6	協働事業推進のための環境づくり	・・・・・・・・P4

## 指針策定の背景と趣旨

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権改革が推進され、全国の市町村には、「自己決定・自己責任」により、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

しかし、これまでのように行政による公平で均一的なサービスだけでは、市民生活の全てのニーズにきめ細かく応えていくことには限界があることも明らかになりました。

新たな分権社会の創造をめざして、市町村が自らの創意工夫によるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにしたうえで、協力して地域の課題を解決するための公私協働のしくみを構築していくことが強く求められています。

このような状況の中で、羽村市では、平成14年度からスタートした第四次羽村市長期総合計画の基本構想において、まちづくりの基本理念を「自立と連携」と定め、「市民と行政が協働したまちづくり」を推進していくこととし、これまで、捨て看板の除却や公園管理、市民安全パトロールなど各分野の事業において、市民との協働による取り組みを行っています。

また、平成17年12月に策定した「羽村市行財政改革推進プラン」では、行政も市民等も共に「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域における様々な主体が、それぞれの立場で「新しい公共」を担うことにより、地域にふさわしい公共サービスが適切な受益と負担のもとに行われる空間を創造していくことを目指しています。

市では、こうした状況や、平成17年8月の「羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」からの提言などを踏まえ、市民活動団体とのより効果的な協働事業を全庁的に推進していくための基本的な考え方を「協働事業推進指針」として示すこととしました。

今後は、各課において、市民サービスの一層の充実を図るため、この指針に沿って事務事業に協働の手法を取り入れるとともに、職員が市民活動団体等との協働事業に取り組む際の手順等を示した「協働事業推進マニュアル」を参考にして、協働手法を各事務事業に積極的に導入していくこととします。

# 協働事業推進に関する基本的な考え方

## 1 市民活動団体とは

この指針では、NPO法人、法人格のないNPO、町内会、自治会、ボランティア団体、市民サークルなどを総称して「市民活動団体」としています。

なお、現状では、福祉、教育、環境などの課題別に取り組む、地域の枠を越えた活動を行っている団体も多いことから、この指針における市民活動団体は、羽村市内の団体に限るものではありません。

また、羽村市の現状では、複数の個人ボランティアの参加・協力による協働事業も実施されていることから、そのような形態で行う場合にもこの指針を適用することとします。

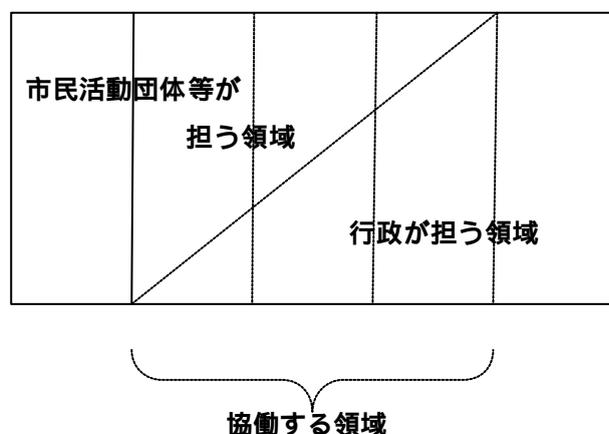
注1 市民活動団体は、その活動分野、財政・組織の規模、活動実績、事業遂行能力が様々で、全てが協働の相手方となり得るわけではないことに留意する必要があります。

注2 市民活動団体には、宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

## 2 市民活動団体との協働とは

協働とは、「一つの目的を達成するために、補完・協力しあうこと」です。この指針では、市民活動団体と行政が、それぞれの担うべき役割と責任を明らかにしたうえで、共通する課題の解決や目的の実現に向けて、市民サービスを提供するなどの協力関係を指します。

### 協働の役割概念図



参考 山岡義典著「時代が動くとき－社会の変革とNPOの可能性」(株)ぎょうせい(一部改変)

### 3 協働により期待される効果

#### (1) 行政にとっての効果

- ア 市民活動団体の特性を活かすことにより、市民の多様化するニーズにきめ細かく対応できます。
- イ 行政にはない発想や行動原理を持つ市民活動団体との協働により、事務事業のあり方や職員の意識など、行政の体質改善のきっかけとなります。
- ウ 事務事業の見直しなどにより、効率化が図られます。

#### (2) 市民活動団体にとっての効果

- ア 自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができます。
- イ 会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。
- ウ 協働領域の広がりによって、新たな活動の場が広がります。

#### (3) 市民にとっての効果

- ア きめ細かで柔軟なサービスを受けられるようになります。
- イ 行政への関心が高まり、市政が市民に身近になります。
- ウ 多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用の機会が拡大します。

## 協働事業推進のための6つの基本指針

### 《基本指針1》 新規事業の検討や既存事業の見直しにおける協働手法の導入

協働は、事業を行う手法の一つであることから、協働そのものを目的として導入するものではありません。協働により市民サービスの質や量をより高めることのできる事業に導入する、つまり協働に適した事業を見極めて導入することが重要です。

これらを踏まえ、新たな事業を検討する際や既存の事業を見直す際に、行政評価の活用などにより、積極的に、協働手法を導入していきます。

### 《基本指針2》 効果的な協働形態の選択と役割分担の明確化

協働には、「共催」「実行委員会」「事業協力」「委託」「補助、助成」などの様々な形態があります。協働の形態を選択する際には、事業の目的や協働の相手方となる市民活動団体の特性を考慮したうえで、最も効率的で効果的な協働形態を選

択します。

あわせて、どのような形態であっても、あらかじめ、その役割分担や経費負担などを明確にしたうえで、協働事業を実施します。

### 《基本指針 3》 事業に最も適した協働の相手方の選定

市内では、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体が40を超え、NPOが法人格を取得し始め、さらに、市内の文化的団体が協会設立に至るなど、多くの市民活動団体が、さまざまな活動をしています。

協働事業をより効果的に実施するために、これらの市民活動団体の情報を収集し、事業の目的に最も適した協働の相手方を選定します。

また、複数の個人のボランティアを募集して一定期間継続する事業を実施する際には、応募したボランティアをある程度組織化したうえで、協働事業を実施していくことも必要です。

### 《基本指針 4》 協働事業の評価と見直し

協働事業を実施した後に、行政評価の活用などにより、市民活動団体等の特性を活かしたか、協働形態や相手方の選定は適切だったかなど、その事業目的を効果的に達成できたかを評価します。

さらに、その事業の所管課と協働の相手方である市民活動団体が意見交換を行い、その評価結果を次の事業に反映させていきます。

### 《基本指針 5》 協働事業推進のための体制整備

全庁的に協働事業を進めていくために、地域協働の推進を所管する課が、庁内の総合的な推進、調整や、ふれあい地域づくり公社、社会福祉協議会のボランティアセンターなど市民活動の中間支援的機能を持つ組織との調整、連携などの役割を担います。

### 《基本指針 6》 協働事業推進のための環境づくり

市民と行政が協働する意義、その効果、実施状況などを市民にわかりやすく情

報提供するなど、啓発、普及のための事業を実施していくとともに、効果的な市民活動団体への支援策を検討し、実施していきます。

また、協働に関する職員の理解促進や市民とのコミュニケーション能力の向上などを目的とした職員研修を市の研修計画に位置づけ、体系的に実施していきます。